## ○経済産業省令第二十一号

輸 出貿易管 理令 昭昭 和二十四年政令第三百七十八号) 別表第一及び外国為替令 (昭 和五十五年政令第二百

六十号) 別 表  $\mathcal{O}$ 規定に基づき、 輸出貿易管理令別 表第 及び外国為替令別 表の規定に基づき貨物 又は 技技 術 を

定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年三月二十六日

経済産業大臣 甘利 明

輸 出貿易管理令別表第 一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一 部を改正

する省令

輸 出 貿易管 理 一令別 表第 及び外国為替令別 表 の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 (平成三年通 商 産

業省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一 条第七号中「ウラン」の下に 「若しくはプルトニウム」を加え、 同条第十七号口 中 「該当する

ŧ  $\mathcal{O}$ の 下 に 「(フィードバ ック機能 を有り しない干渉計であって、 レ ーザ · を 用 いて工作機械、 測 定装 置 又

はこれらに類するも  $\mathcal{O}$ 0 スライド運動 誤差を測定するものを除く。 を加え、 同条第三十八号イ(一) 及

び(二)を次のように改める。

フルスケールが十三キロパスカル未満であるとき、いずれかのフルスケールにおいて、 精度

がフルスケールのプラスマイナスーパーセント未満のもの

フ ル スケー ル が十三キ 口 パ スカ ル 以上であるとき、 いずれかのフ ルスケー ルに お いて、 精度

がプラスマイナス一三〇パスカル未満のもの

第二条第一項第一号中ウを削り、 ムをウとし、ラをムとし、ナをラとし、同号ネの次に次のように加える

ナ 亜リン酸トリイソプロピル

0

第二条の二第 一項第二号中 「牛肺疫菌」 の下に「(小コロニー型) を、 「マルタ熱菌」 の 下 に 山 羊

伝染性胸膜肺炎菌F三八株」を加える。

第三条第三号口中 「ロケッ ト又は」の下に「ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる

を加え、同条第七号に次のように加える。

オ ポリテトラハイドロフランポリエチレングリコール

第三条第十六号ロ及びハ中 「五〇〇キログラム以上の」を削り、 ー ロ ケット又は」 の下に「五〇〇キログ

る。

二 口 ケ ツ } 又は無人航空機のレ F ム (ペイロ ードを三〇〇キロ メ <u>ا</u> ا ル 以 上運搬することができ

る 口 ケ ツ 1 文は 五〇〇キロ ーグラ ム以 上 のペイロ ードを三〇〇キ 口 メ 1 1 ル 以 上 運 搬することができる

無 人航空機に使用することができるものに限る。)に使用するためのセラミックの複合材料

メ ガヘルツ以上一〇〇ギガヘルツ以下の範囲のいずれ かの周波数における比誘電率が六未満の ŧ のに

限る。)

第三条第十六号ト中 「五〇〇キログラム以上の」 を削 り、 ー ロ ケッ F 文は」 の 下 に 五 00+ 口 グラ ム以

上 <u>の</u> ペ 1 口 ド を三〇〇キロ メート ル 以 上運 搬することができる」を加え、 同号中, トをチとし、 同 |号へ 中

五. 00+ 口 グラム以上の」 を削り、 ー ロ ケット又は」の下に 「五〇〇キログラム以上のペ イロ ド

丰 口 メ 1 ル 以 上運搬することができる」を加え、 同号中へをトとし、 同号ホ中 「五〇〇キ 口 グラ ム以上  $\mathcal{O}$ 

を削 ŋ ー ロ ケット又は」 の 下 に 「五〇〇キ 口 グラ ム以上のペイロ ド を三〇〇キロ メ <u>ا</u> ۲ ル以 (上運搬) す

ることができる」を加え、 同号中ホをへとし、 同号中ニの次に次のように加える。

ホ 口 ケット若しくは無人航空機の先端部、 再突入機又はノズルフラップ(ペイロードを三〇〇キロメ

1 ル 以 上運 搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロ ードを三〇〇キロ . メ ]

1 ル 以 上 運 搬することができる無人航空機 に使用することができるもの に限る。 に使用することが

できる炭 化け 1 素で強 化され た未焼成セラミッ ク又はな 強 化され た炭化 け , γ) 素セラミッ ク 複 合 材 料

第三条第十七号中 「若しくは航法装置」を  $\overline{\phantom{a}}$ 航法装置若 しくは磁気方位センサー」に改め、 同号イ中

五. 〇〇キログラム以上の」 を削り、 同号ハ中 「再現性が」の下に「一年間につき」を加え、 同号に次のよう

に加える。

1 磁 気方位 センサー であって、 次の  $\bigcirc$ から までのすべてに該当するもののうち、 軸数 が三

のもの

ピッチ角(プラスマイナス九〇度)及びロール角(プラスマイナス一八〇度) の内部傾き補

正を有するもの

 $\stackrel{\textstyle \frown}{=}$ 緯度プラスマイナス八○度の地点における方位 角精度の実効値が局所磁場に対して〇・五度

未満のもの

飛行制御又は航法システムと統合するように設計したもの

第三条第十七号の三中 「若しくは校正 装置、 \_\_ を「、 校正装置若しくは」 に改め、 同条第十九号の次に次

の一号を加える。

+ のニ ペイロ ド を三〇〇キ ロメートル以上運搬することができるロケット又は 無人航 空機に使用

ることができるように設計した熱電池であって、 電解質として固体の非 導電 無機塩類を含む もの

第三条第二十五号中 「(それぞれ五〇〇キログラム以上のペイロ ードを三〇〇キロ メートル 以上運 搬 する

ことができるロ ケット若しくは無人航空機、 第二号イに該当する貨物 (五〇〇キログラム以上のペ 1 口 ド

を運 搬 することができる 口 ケットに使用することができるも  $\bigcirc$ に 限 る。 又は 同 号 口 に 該 当す る貨 物  $\mathcal{O}$ 開 発

又は 試 験 に用いることができるものに限る。)」 を削り り、 同号イ中 「該当するも *(*) の 下 に 五〇〇 キ 口

グラム以上のペ イロードを三○○キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無 人航 空機、 第

二号イに該当する貨物 (五〇〇キログラム以上のペイロ ードを運 搬することができるロケットに使用するこ

とができるも  $\mathcal{O}$ に限る。 又は 同号 口 に該当する貨物  $\mathcal{O}$ 開 発 又は 試試 験 12 用 いることができるも Oに 限る。)

を加え、 同号ロ 中 「風 洞 の 下 に (ペイロ ードを三〇〇キロ メー } ル以上運搬することができるロケッ

が る。 ケット若しくは 物 ド とができるものに限る。)」 きるロケットに使用することができるものに限る。)  $\bigcirc$ ることができるものに限る」 ト若しく ることができるものに限る。)」 ト若しくは無人航空機、 「除く」を「除き、 できるロ 五 の 下 に を三〇〇キ 又は同 00+ は 無 ケット | 号 口 人航空機、 (五〇〇キ グラ 無人航空機、 口 口 に該当する貨物 メートル以上運搬することができるロケット若しくは に使用することができるものに限る。 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル ム以 第一号の三に該当する無人航空機又は第二号に該当する貨物の開発又は試験に用い 第二号イに該当する貨物 口 上 グラ <u>の</u> ペ を加え、 に改め、 第二号イに該当する貨物 /ム以: 1 を加え、 0 口 開 上 同号ニ中 のペ 同条第二十六号中 F 発又は試験に用いることができるも を運搬することができるロ 1 同号ハ中「九〇」を「六八」に改め、 口 ド 「該当するもの」の下に「 (五〇〇キロ を三〇〇キロ 又は同号ロ (五〇〇キログラム以上のペ 「(五〇〇キログラム以上のペイ 又は 同号 グラム以上 に該当する貨物 メ 口 ケット } に該当する貨物 無人航空機 ル のに限る。 に の ペ 以 (五○○キログラム以上のペ 上運 使用することができるも 以上 1 の開 口 搬することができるロ 「測定することができるも イロ 運搬することができるロ  $\mathcal{O}$ 第二号イに該当す 発又は試 K を運 開 を加え、 発 K ド を運 又 搬することが は 験 を運 試 搬すること に用いるこ 験に 同号 搬  $\mathcal{O}$ んる貨 1 ケッ ずる に 用い ホ で 中 限 口

口

ことができるロケットに使用することができるものに限る。)」 を削る。

第四条第四号へを次のように改める。

非破 壊 検 査装置であって、 複合材料を検査するように設計したもののうち、 次のいずれかに該当す

るもの

- (一) 三次元欠陥検査用のエックス線断層撮影装置
- 数値制御を行うことができる超音波検査装置であって、位置送信機、 位置受信機又は位置送

受信機の動作が、 同時制御され、 かつ、 検査時に対象物の三次元輪郭を軸数が四以上で測定する

よう調整されているもの

第四条第十号 イ 中 「複数の」 を削 ŋ 次 のいずれかに該当するもの」を「次の  $\widehat{\phantom{a}}$ 及 び  $\stackrel{\frown}{=}$ に該当

するもの」に改め、 同号口 (一)中「二四九・一六度未満」 を削り、 同号ロ (三)を次のように改める。

=超電導材料の縦軸に対してあらゆる方向から垂直に一二テスラの磁束密度の磁界をかけた場

合に、 零下二六八・ 九六度の温度で超電導状態を保つことができるものであって、 臨界電流密度

がすべての横断面で一、七五〇アンペア毎平方ミリメートルを超えるも  $\mathcal{O}$ 

第四条第十号に次のように加える。

超電 導 フィラメントからなる超電導材料であって、 零下一五八・一六度の温度を超えて超電導性を

保つことができるもの

第四 条第十三号口 中 一・八二 を「一・八〇」に改め、 同号ハを次のように改 いめる。

ハ 削除

第五条第二号イ中「(コンタクトレンズの製造用に設計 したものを除く。 を削り、 同条第四号中 「 行

うことができる」の下に「光学仕上げ」 を加え、 「磁性流 体研 磨法を用い るもの」 を 非 球 形な光学的 表面

に加工することができるもの のうち、 次のイからニまでのすべてに該当するもの」 に改め、 同号に次の よう

に加える。

1 仕上がり形状寸法公差が一・○マイクロメート ル未満  $\mathcal{O}$ もの

口 仕上げ  $\mathcal{O}$ 表面 粗さの二乗平均が一〇〇ナノメ ŀ ル 未満  $\mathcal{O}$ も の

ハ 輪郭制御をすることができる軸数が三以上のもの

ニ 次のいずれかの方法を用いるもの

- (一) 磁性流体研磨法
- (二) 電気粘性流体研磨法
- (三) エネルギー粒子ビーム研磨法

第五条第十号イを次のように改める。

1 フィ ド バ ック装置であって、 次のいずれかに該当するもの

直線上の位置を検出する位置検出器を有するものであって、

当該装置の精度が位置検出器の

ミリメート ルで表 したスケール の有効長さの十万分の六パー セントに〇・〇〇〇八ミリメートル

を加えて得た数値未満のもの

第一 条第十七号口 =に該当する測定装置にフィー ドバック機能を付加するように設

たもの

第六条第一号ハ中「であって、 次のいずれかに該当するもの」を「のうち、 化合物半導体を用 V) たもので

あって、 最大クロ ツ ク 周 波数 が四〇 メガヘルツを超えるも <u>0</u> に改め、 から までを削 り、 同号

ホ 3 中 五 ○」を「一○五」 に改め、 同号ホ 4 中 「五」を「一〇」に改め、 同号ホ 5 中

「一メガ」を「二・五メガ」に改め、 同条第二号ニ中「マイクロ波用」の下に「ディスクリート」を加え、

同号ホ (六)中「三」を「三・二」に改め、 同号に次のように加える。

7 イク 口 波用電力モジュールであって、 進行波管、 7 イクロ 波用モノリシ ック集積回路及び電源を

有するもの のうち、 次の から までのすべてに該当するも  $\mathcal{O}$ 

- 完全停止状態から完全作動状態までの時間が一〇秒未満の もの
- 体積が、 ワ ットで表した最高定格出力値に一〇立方センチメートル毎ワットを乗じて得た数

値未満のもの

- =オクターブを超える瞬時帯域幅を有するものであって、 次のいずれ かに該当するも
- 1 周 一波数が一八ギガヘルツ以下のものにあっては、 無線周波数の出力が一〇〇ワットを超える

もの

2 周波数が一八ギガヘルツを超えるもの

第六条第五号を次のように改める。

五. セ ルであって、 次のいずれかに該当するもの (他の貨物に使用するように設計したものを除く。

1 一次セルであって、二〇度の温度におけるエネルギー密度が五五〇ワット時 毎キログラムを超える

もの

口 二次 セ ルであって、 二〇度の温度におけるエネルギ 密度が二五  $\overline{\bigcirc}$ ワット 時 毎キロ グラムを超える

もの

第六条第七号の次に次の一号を加える。

七 の <u>-</u> 太陽電池セ ル、 セ ル 連結保護 護ガラス集成品、 太陽電池パネル又は太陽光アレーであって、 宇宙用

に 設 計 したもののうち、 エ ア・ 7 ス ゼ ロで一、三六七ワット毎平方メート ルの照射を受けたときの最

小 平 均 変換 効率 が 二八 度  $\mathcal{O}$ 動 作 温 一度にお いて二〇パ セ ントを超えるもの 他  $\mathcal{O}$ 貨物 に使用するよう

に設計したものを除く。)

第六条第八号の次に次の一号を加える。

八 の 二 パ ル ス出力の切換えを行うサイリスターデバイス又はサイリスターモジュールであって、 電気的

に若 しくは 光学的 に制御 された切換え方法又は電子の 放射を 制 御さ れ た切 換え方法を用 1 た ŧ 0 0 うち

次 0 いがず ħ かに該当するもの 良 生用の鉄道 又は航空機用 に設さ 計された装置に組み込まれ たも の及び

他 .の貨物に使用するように設計したものを除く。)

1 最大立上がり電流が三○、○○○アンペア毎マイクロ秒を超えるものであって、 休止状態電圧が

、一〇〇ボルトを超えるもの

口 最大立 上 が ?り電: 流 が二、 ○○○アンペア毎マイクロ秒を超えるものであって、 次の  $\widehat{\phantom{a}}$ 及び  $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ 

)に該当するもの

(一) 休止状態電圧が三、〇〇〇ボルト以上のもの

(二) 最大電流が三、〇〇〇アンペア以上のもの

第六条第十三号中 基準 周 波数」 を 「基準 十参照 発振 器 に改め、 同号ハを次のように改める。

ハ 次のいずれかに該当するもの

(一) 周波数切換え所要時間が一〇ナノ秒未満のもの

三・二ギガヘルツ超一〇・六ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、 一・六ギガヘルツを

超えるあらゆる周 波数切 換えの 所要時 間 が一〇〇マ イク 口 秒 未 満  $\mathcal{O}$ ₽  $\mathcal{O}$ 

一〇・六ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下の合成出力周 波数範囲で、 五五〇メガへ ルツ

を超えるあらゆる周波数切換えの所要時間が二五〇マイクロ秒未満のもの

三一・八ギガヘルツ超四三・五ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、 五五〇メガヘルツ

を超えるあらゆ る周 [波数切 分換えの )所要時 間 が五〇〇マイクロ 秒未満  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 

五 四三・五ギガヘルツを超える合成出 力周波数範囲で、 周波数切 、換えの所要時間が一ミリ秒未

満のもの

第六条第十七号イ(一)を次のように改める。

七五ミリメートル以上の長さにわたり膜の厚さの許容差の絶対値が二・五パーセント未満の

シリコン以外の膜を形成できるもの

第六条第十七号へ中(二)を(三)とし、(一) の次に次のように加える。

インプリントリソグラフィ装置であって、一八〇ナノメートル以下の線幅を実現することが

できるもの

第六条第十七号卜 (一) 中 「第八号」を「第八号の二」 に改め、 同号ト の次に次のように加える。

第一号から第八号の二までのいずれかに該当する集積回路の製造用のインプリントリソグラ

第六条第十九号イ中 三五 ○」を 二四五 に改め、 同条第二十一号の次に次の一号を加える。

<u>二</u> 十 二 炭化 け (1 · 素 ウ 工 ノヽ ーであ つて、 電気抵抗率が一〇、〇〇〇オー 厶 センチ メ 1 ル を超えるも

第七 条第三号ル 中 五 又は 五 の <u>-</u> \_\_ を 「又は 五 から 쥪  $\mathcal{O}$ 四 ま で」 に 改 8

第八条第一号中「又は監視用の方 向探知機」を 一、 監視用の方向探知機、 通信妨害装置又は 電 波その 他 . (T)

電磁波を発信することなく、 電波その他の電磁波 の干渉を観測することにより位置を探知することができる

装置」 に改め、 同条第二号イ(一) 中 「又は3に該当するもの」 を削り、 同号イ  $\widehat{\phantom{a}}$ 3を削 り、 同号 イへ

 $\stackrel{-}{\bigcirc}$ 中 該当するもの の下に「(三) に該当するもの又は」 を加え、 同号イ  $\stackrel{\text{(i)}}{=}$ を次のように改 める

=ウルトラワイドバンド変調技術を用いたものであって、 使用者によってチャンネル符号、 ス

クランブル符号又はネットワーク認識符号の書換えができるもののうち、 次のいずれかに該当す

るもの

1 帯域幅が五○○メガヘルツを超えるもの

2 瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が二〇パーセント以上のもの

第八条第五号の二中 「イからハまでのすべて」 を 「イ及び 口 に改め、 同号イ中 を「一〇」に改め

同号口を次のように改める。

口 ミリ 秒 未満  $\mathcal{O}$ 信号時 間で、 連携 していない 無線送信 機に対する方位線を見つけることができるも

0)

第八条第五号の二ハを削り、同号の次に次の二号を加える。

五. <u>の</u> 三 通信 妨害装置であって、 セ ルラー 移動 通信に意図的 か つ選択的に干渉し、 若しくはこれを意図的

か 0 選択 的 に阻 害 Ļ 途絶させ、 減退させ、 若しくは誘引するように設計したもののうち、 次の V > ずれ

かに該当するもの又はその部分品

イ 無線アクセスネットワークの機能を装うもの

口 使用されてい る移 動 通 信プ 口 1 コ ルを探知 し、 及びこれを利用するもの

五. 0 兀 電 波 その 他  $\mathcal{O}$ 電 磁 波を発信することなく、 電波その 他の 電 磁波  $\mathcal{O}$ 干涉 を観測することにより位置

を 探 知することができる装置であって、 非レーダ ĺ 発信 機により周 囲 に 発信され た無線 周 波数 放射 の反

射を測定することにより移動している目標物を探知し、 及び追跡するように設計したもの

第八条第七号中 第五号若しくは第五号の二」を「若しくは第五号から第五号の四 ]まで」 に改め、 同条

第九号中 「ニまで」 を 「 ホ まで」に、 「ホ カゝ らヌまで」 を  $\overline{\ \ }$ からルまで」 に改め、 同 号 ハ 中 一設 計 たも

 $\bigcirc$ 0) 下に (二に該当するもの を除 を加 え、 同 号ニ中 ヮウ ル トラ ワ イド バ ン ド 技 術 を 次  $\mathcal{O}$ 1

ずれ か に該当するウルトラワイドバンド変調技術」 に、 「又はスクランブル符号」を 一、 スクランブル符号

又はネットワ ク認識符号」 に改め、 同号ニに次のように加える。

- (一) 帯域幅が五〇〇メガヘルツを超えるもの
- 瞬 詩 帯 域 幅 を中 心 周 波数で 除 した値が二〇パ セント以 上  $\overline{\mathcal{O}}$ ŧ

第八条第九号中 ヌをルとし、 リをヌとし、 チをリとし、  $\vdash$ に 次 0 ように 加える。

五 半導体、 デバ 1 ス又は集積回 路 の設計 用のライブラリ、 設計 属性又は設計関連データを保護す

る暗号化、復号化又は暗号復号化機能

第八条第九号中トをチとし、 へをトとし、 同号ホ中  $\overline{\ \ }$ からヌまで」 を <u>ー</u>ト からルまで」 に改め、 同号中

ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 量子暗号を用いるように設計したもの

第九条第三号ニ及びホ中「二、五○○」を「三、○○○」に改め、 同条第九号の二中「(第六条第十七号

に該当するものを除く。)」を削り、 同条第十号イからニまでを次のように改める。

波長可 変レーザー 発振器以外 の持続波レーザー発振器であって、 次のいずれかに該当するもの

 $\widehat{\Xi}$ 

に該当するものを除く。)

1

一五〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、定格出力が一

ワ ットを超えるもの

一五〇ナノメートル以上五二〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計 した もの

であって、 定格出 力が三〇ワットを超えるもの (アルゴンレーザー発振器であって定格出力が五

○ワット以下のものを除く。)

=五二○ナノメートル超五四○ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したもので

あって、 次のいずれかに該当するも O

1 単一 横モードで発振するものであって、 定格出力が五〇ワットを超えるもの

- 2 多重横モードで発振するものであって、定格出力が一五○ワットを超えるもの
- 五四○ナノメートル超八○○ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したもので

あって、定格出力が三〇ワットを超えるもの

五 八〇〇ナ ノメート ル 超 九七五ナノメート ル以下の波長範囲で使用するように設計したもので

あって、次のいずれかに該当するもの

1

単一

- まって、どのとです方に該当じるもの
- 2 多重横モードで発振するものであって、 定格出力が八〇ワットを超えるも

横モードで発振するものであって、定格出力が五○ワットを超えるもの

(六) 九七 五. ナ ノメ <u>ا</u> ۲ ル 超 一、一五〇ナノメー ŀ ル 以下の波長範囲で使用するように設計したも

のであって、次のいずれかに該当するもの

- 1 単一 横モードで発振するものであって、 次のいずれかに該当するもの
- ウォールプラグ効率が一二パーセントを超えるものであって、定格出力が一○○ワットを

超えるもの

二 定格出力が一五〇ワットを超えるもの

2 多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの(産業用レーザー発振

器であって、定格出力が二キロワット超六キロワット以下のもののうち、 総重量が一、二〇〇

キログラムを超えるものを除く。)

ウォ ルプラグ効率が一八パーセントを超えるものであって、 定格出力が五〇〇ワットを

超えるもの

二 定格出力が二キロワットを超えるもの

(七) 一、一五〇ナノメートル超一、 五五五ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計し

たものであって、次のいずれかに該当するもの

1 単一 横モードで発振するものであって、 定格出力が五〇ワットを超えるもの

2 多重横モードで発振するものであって、定格出力が八○ワットを超えるもの

八 五五五ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計 したものであって、 定格出

力が一ワットを超えるもの

口

波長可立 変レ ーザ 発振器以外のパルスレ ーザー発振器であって、 次のいずれかに該当するもの <u>(</u>=

に該当するものを除く。)

一五〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれか

に該当するもの

1 パルス当たり五〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、 かつ、ピーク出力が一ワットを

超えるもの

2 平均出力が一ワットを超えるもの

 $\stackrel{\textstyle \frown}{=}$ 一五〇ナノメートル以上五二〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したもの

であって、次のいずれかに該当するもの

一パルス当たり一・五ジュールを超えるパルスを発振し、 かつ、ピーク出力が三○ワットを

超えるもの

1

2 平均出力が三〇ワットを超えるもの(アルゴンレーザー発振器であって、平均出力が五〇ワ

ット以下のものを除く。)

 $\stackrel{\frown}{=}$ 五二〇ナノメートル超五四〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計 したもので

あって、次のいずれかに該当するもの

1 単一 横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

パルス当たり一・ 五ジュ ] ル を超えるパ ル スを発振し、 かつ、ピーク出力が五〇ワット

を超えるもの

二 平均出力が五〇ワットを超えるもの

ニュサピフガヨくザン一を走えるすの

2 多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

一パルス当たり一・五ジュールを超えるパルスを発振し、

かつ、ピーク出力が一五〇ワッ

トを超えるもの

二 平均出力が一五〇ワットを超えるもの

四 五四○ナノメートル超八○○ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したもので

あって、次のいずれかに該当するもの

1 パ ルス当たり一・五ジュールを超えるパルスを発振し、 かつ、 ピーク出力が三〇ワットを

超えるもの

2 平均出力が三○ワットを超えるもの

五 八〇〇ナノメートル超九七五ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したもので

あって、次のいずれかに該当するもの

マイクロ秒以下のパルス幅のパルスを発振するものであって、

次のいずれかに該当するも

0)

1

一パルス当たり○・五ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が五○ワット

を超えるもの

単 横 モー ドで発振するものであって、 平均出力が二〇ワットを超えるもの

三 多重横モードで発振するものであって、 平均 出力が五〇ワットを超えるも

2 マイクロ秒を超えるパルス幅のパルスを発振するものであって、次のいずれかに該当する

も の

一パルス当たり二ジュールを超えるパルスを発振し、 かつ、ピーク出力が五〇ワットを超

えるもの

- 単一横モードで発振するものであって、 平均出力が五〇ワットを超えるもの
- $\equiv$ 多重横モードで発振するものであって、 平均出力が八〇ワットを超えるも
- (六) 九七五 ナ ノメ Ļ ル 超 一、一五〇ナノメー 1 ル 以下の波長範囲で使用するように設計したも

 $\mathcal{O}$ で あって、 次  $\mathcal{O}$ 1 ずれ かに該当するも

1

ナノ秒以下のパ

ルス幅のパ

ルスを発振するものであって、

次のいずれかに該当するもの

- ピーク出力が一パ ルス当たり五ギガワットを超えるもの
- 平均 出力が 一〇ワットを超えるもの
- 三 パ ル ス当たり〇 ・一ジュ ル を超えるパ ル スを発振するも

2 ナノ秒超一 マイクロ秒以下のパル ス幅 のパ ルスを発振するものであって、 次のいずれかに

該当するもの

- 単一 横モー ドで発振するものであって、 次のいずれかに該当するもの
- 1 ピ | ク出 力が一〇〇メガワットを超えるも  $\tilde{\mathcal{O}}$
- 口 平均 出力が二〇ワットを超えるものであって、 最大パ ルス繰り返し 周波数が キロヘル

## ツ以下になるように設計したもの

ウォールプラグ効率が一二パーセントを超えるものであって、 平均出力が一〇〇ワット

を超えるもののうち、 パ ルス繰り返し周波数が 丰 口 ^ ル ツを超えて作動するも  $\mathcal{O}$ 

= 平均 出力が 一五〇ワットを超えるものであって、 パルス繰り返し周波数が一キロ ルツ

を超えて作動するもの

ホ 一パルス当たり二ジュールを超えるパルスを発振するもの

イ ピーク出力が四○○メガワットを超えるもの

多重横モードで発振するものであって、

次の

いずれかに該当するもの

口 ウ 才 ルプラグ効率が一八パーセントを超えるものであって、 平均出力が五〇〇ワット

を超えるもの

ハ 平均出力が二キロワットを超えるもの

ニ 一パルス当たり四ジュールを超えるパルスを発振するもの

マイクロ秒を超えるパルス幅のパルスを発振するものであって、 次のいずれかに該当する

単一横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

イ ピーク出力が五○○キロワットを超えるもの

ルプラグ効率が一二パーセントを超えるものであって、

平均出力が一〇〇ワット

を超えるもの

口

ウォ

ハ 平均出力が一五〇ワットを超えるもの

多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの

イ ピーク出力が一メガワットを超えるもの

口 ウォー ルプラグ効率が一八パーセントを超えるものであって、 平均出力が五〇〇ワット

を超えるもの

ハ 平均出力が二キロワットを超えるもの

(七) 一、一五〇ナノメートル超一、 五. 五. 五ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計し

たものであって、次のいずれかに該当するもの

(T)

パルス当たり〇 ・五ジュ ル を超えるパルスを発振し、 かつ、ピーク出力が 五〇ワット

を超えるもの

単一横モードで発振するものであって、平均出力が二○ワットを超えるもの

三 多重横モードで発振するものであって、平均出力が五○ワットを超えるもの

2 マイクロ秒を超えるパルス幅のパ ルスを発振するものであって、 次のいずれかに該当する

もの

一パルス当たり二ジュールを超えるパルスを発振し、かつ、 ピーク出力が五〇ワットを超

えるもの

単一 横モードで発振するものであって、 平均出力が五〇ワットを超えるもの

三 多重横モー ドで発振するものであって、 平均 出力が 八〇ワットを超えるも  $\mathcal{O}$ 

八 五五五ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計 したものであって、 次のい

ずれかに該当するもの

1 一パルス当たり一〇〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が一ワット

を超えるもの

2 平均出力が一ワットを超えるもの

波長可変レーザー

六○○ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれか

発振器であって、次のいずれかに該当するもの(ニに該当するものを除く。)

に該当するもの

1 パ ルス当たり五〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、 かつ、ピーク出力が ワ ツトを

超えるもの

2 平均出力又は持続波の定格出力が一ワットを超えるもの

六〇〇ナノメートル以上一、 四〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計した

ものであって、次のいずれかに該当するもの

1 パルス当たり一ジュールを超えるパルスを発振し、 かつ、ピーク出力が二〇ワットを超え

るもの

2 平均出力又は持続波の定格出力が二〇ワットを超えるもの

 $\stackrel{\textstyle ()}{=}$ 一、四〇〇ナノメート ルを超える波長範囲で使用するように設計 したものであって、 次のい

ずれかに該当するもの

1 パルス当たり五〇ミリジュールを超えるパルスを発振し、かつ、ピーク出力が一ワットを

超えるもの

2 平均出力又は持続波 の定格出力が一ワットを超えるもの

レ ] ザ 発振器であって、 次の いずれ、 かに該当するも

二

半導体 レ ザ ĺ 発振器であって、次のいずれかに該当するもの

1 単一 横モードで発振する単一の半導体レーザー発振器であって、 次のいずれかに該当するも

 $\mathcal{O}$ 

五一〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したものであって、 平均出

力又は持続波の定格出力が一・五ワットを超えるもの

二 一、五一〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであって、平均

出力又は持続波の定格出力が五〇〇ミリワットを超えるもの

 $\mathcal{O}$ 

2

多重横

モー

ド

- で発振、

する単一の半導体レ

ーザ

発振器であって、

次の

いずれかに該当するも

四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、 平均出

力又は持続波の定格出力が一〇ワットを超えるもの

計 したものであって、 平均 出 力又は持続波 の定格出 力が二・ 五ワ ツト を超える ŧ

四〇〇ナノメートル以上一、九〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設

三 一、 九〇〇ナノメー 1 ル 以上 0 波長範 囲 で 使 用するように設計 したものであって、 平均出

力又は持続波の定格出力が一 ワットを超えるもの

3 単一の 半導体レーザーアレーであって、次のいずれかに該当するもの

四〇〇ナノメート ル 未満 の波長範囲で使用するように設計 したものであって、 平均出

力又は持続波の定格 出力が八〇ワットを超えるもの

二 一、四〇〇ナノメートル以上一、九〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設

計したものであって、 平均出力又は持続波 の定格出力が二五ワットを超えるもの

三一、九〇〇ナノメー Ļ ルル 以上の 波長範囲で 使用するように設計 したものであって、 平均出

カ又は持続波の定格出力が一〇ワットを超えるもの

ザーアレースタックであって、

3に該当するアレーを含むもの

4

半導体レー

酸化炭素レ ーザー発振器であって、 次のいずれかに該当するも

1 パルス当たり二ジュールを超えるパルスを発振し、 かつ、ピーク出力が五キロワットを超

えるもの

2 平均 出 力又は 持続波 の定格出力が 五. キロワット を超えるもの

=二酸化炭素レ ザー 発振器であって、 次のいずれかに該当するもの

1 持続波の定格出力が一五キロワットを超えるもの

2 一〇マイクロ 秒を超えるパルス幅でパルスを発振するものであって、 次のいずれかに該当す

るもの

- 一 平均出力が一○キロワットを超えるもの
- 二 ピーク出力が一〇〇キロワットを超えるもの
- 3 一○マイクロ秒以下のパ ル ス幅 でパ ルスを発振するものであって、 次のいずれかに該当する

も の

- 一 一パルス当たり五ジュールを超えるパルスを発振するもの
- 二 平均出力が二・五キロワットを超えるもの
- 四 エキシマレーザー発振器であって、 次のいずれかに該当するもの
- 1 五〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計 したものであって、 次のいずれか

に該当するもの

- パ ルス当たり五〇ミリジュールを超えるパルスを発振するもの
- 二 平均出力が一ワットを超えるもの
- 2 一五〇ナノメ ートル超一九〇ナノメートル以下の波長範囲で使用するように設計したもので

あって、次のいずれかに該当するもの

- 一パルス当たり一・五ジュールを超えるパルスを発振するもの
- 平均出力が一二〇ワットを超えるもの
- 3 九〇ナノメートル超三六〇ナノメート ル以下の波長範囲で使用するように設計したもので

あ って、 次のいずれかに該当するも

<u>ー</u> パ

ルス当たり一〇ジュールを超えるパルスを発振するもの

- 平均出力が五〇〇ワットを超えるもの

三六〇ナノメートルを超える波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれ

か に該当するも  $\tilde{\mathcal{O}}$ 

パ

4

ルス当たり一・五ジュールを超えるパルスを発振するもの

- 平均出力が三○ワットを超えるもの
- 五 化学レ ーザー 発振器であって、 次のいずれかに該当するもの
- 2 ふっ化重水素レ ーザー 発振 器

1

ふっ化水素レ

]

ザー

発

振器

トランスファーレーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

3

- 酸素 からのi 励起移動によって励起するように設計したよう素レーザー発振器
- ふつ 化 重 水 素 か 5  $\mathcal{O}$ 励起移動によって励起するように設計した二酸化炭素レ ] ザー ·発振器

六 ネオジムガラス レ ザ 発振器 (連続してパルスを発振するものを除く。) であって、 次のい

ずれかに該当するもの

1 マイクロ秒以下のパルス幅でパルスを発振し、かつ、一パルス当たり五〇ジュールを超え

るパルスを発振するもの

2 マイクロ 秒 を超えるパ ルス幅 でパ ルスを発振 かつ、一パルス当たり一〇〇ジュ ルを

超えるパルスを発振するもの

第九条第十一 号中「若しくは磁場勾配計」を「、 磁場勾配計 (医療用に設計したものを除く。) 若しくは

水中電場センサー (漁業用を除く。)」 に改め、 (医療用に設計したものを除く。)」を削り、 同 条第十

号ヌ及びルを次のように改める。

ヌ 磁力計、 磁場勾覧 配計又は水中電場センサーの校正装置であって、 イからヌまでのいずれかに該当す

る貨物の有する機能と同等以上の機能を有する磁力計、 磁場勾配計又は水中電場センサー用に設計し

たもの(ヲに該当するものを除く。)

ル 磁 力 計 磁場写 配 計 又は水中電場セ ンサーの校正装置であって、 次のいずれかに該当する貨物用に

設計したもの

ハに該当する磁力計であって、 ノイズレベルが二ピコテスラ未満を実現する光ポンプ又は核

磁気共鳴の技術を利用したもの

(二) トに該当する水中電場センサー

 $\stackrel{\textstyle \frown}{=}$ チ か 5 ヌまでの 1 ず ħ か に 該当する磁場勾配計であって、 ノイズレベル が三ピコテスラ毎メ

ートル未満を実現するもの

第九条第十一号中ルをヲとし、 ヌをルとし、 リをヌとし、チをリとし、トをチとし、 への次に次のように

加える。

1 水中 電 場セ ンサー であって、 一ヘルツの周波数で測定した場合のノイズレベルが八ナノボ ルト毎メ

ートル未満のもの

第九条第十三号中「衝突防止用に設計した」を「民生用」に改め、同号イ中「平均出力が一○○ミリワッ

トを超えるもの」を 「次のいずれかに該当するもの」に改め、 同号イに次のように加える。

- (一) 平均出力が一〇〇ミリワットを超えるもの
- 距 離  $\mathcal{O}$ 位置精 度が一メートル以下であって、 方位角の位置精度が○・二度以下のもの

第十条第一号を次のように改める。

加速度計であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 直線加速度計であって、次のいずれかに該当するもの

一 四 七 ・一五メート ル 毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができるように設計したも

のであって、次のいずれかに該当するもの

1 バイアスの安定性 (校正後のものをいう。 以下この条において同じ。)が一年間につき○・

○○一二八メートル毎秒毎秒未満のもの

2 スケールファクター の安定性が一年間につき〇・〇一三パ ーセント未満  $\mathcal{O}$ Ł 0

一 四 七 ・一五メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるように設計した

ものであって、次のいずれかに該当するもの

- 1 バ イアスの再現性が一年間につき○・○四九○五メートル毎秒毎秒未満のもの
- 2 スケ ĺ ル フ ア ク ター  $\mathcal{O}$ 再現性が 年 間につき〇・二五 パ セ ント 未 満  $\mathcal{O}$ t

 $\mathcal{O}$ 

慣性航 法装置 又は慣性 誘導装置 に使用するように設計 L たも のであ つて、 九八一メートル毎

秒毎秒を超える直 線加速度で使用することができるように設計したも  $\mathcal{O}$ 

口 角加 速度計又は回転 加速度計であって、九八一メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用するこ

とができるように設計したもの

第十条第二号中 角 加 深速度計 7 又は 回 転加速度計」 を 「若しくは角速度センサー」 に改め、 同条第二号イ

を次のように改める。

1 九八一 メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができるように設計したものであって、

九 ・八一メー 1 ル 毎秒毎秒の状態におけるドリフトレー トの安定性が一月間で一時間当たり〇・五度

未満のもの

第十条第二号ハを次のように改める。

測定範囲が一秒当たり五○○度以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

ノヽ

ドリフトレ トの安定性が、 九 ・八一メートル 毎秒毎秒の状態で三分間測定した場合に、

時間につき四〇度未満のもの

角度のランダ ムウォ クを 時間 の平方根当たりで表した実効値が○・二度以下の も の

第十条第二号に次のように加える。

= 九八一メート ル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるように設計したもの

第十条第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 第一 号に該当する加 速度計若しくは第二号に該当するジャイロ スコ ] プを組み込んだ慣性測 定装

置 (慣 性 計 測ユニット 及び )慣性基準 準 装置を含む。) 又はその 部分品

第十条第七号を次のように改める。

七 水中ソナー 航法装置であって、 船首センサー を組み込み、 かつ、ドップラー速度ログ若しくは相関速

度口 ーグを用 1 るも ののうち、 位置精度が平均誤差半径で移動した距離の三パ ーセント以下のもの又はそ

の部分品

第十条第八号中「第六号」を「第七号」に改める。

第十一条第四号イに次のように加える。

(四) 第十二号に該当する材料を用いた部分品

第十二条第一号イを次のように改める。

1 第二十五条第三項第二号イからヌまでのいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術

(プログラムを除く。) 又は第二十七条第五項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術

を用いたもの。ただし、次のすべてに該当するものを除く。

 $\overline{\phantom{a}}$ 本邦若しくは別表第二に掲げる地 域の 政 府 機関 から認定されたも  $\mathcal{O}$ 

当該エンジンと一緒に、 型式証明若しくは型式 証明と同 等の 玉 際 民 間 航空機関によって承認

された文書を受けた民間航空機に使用するように設計されたもの

第十二条第十号の二を次のように改める。

+ の ニ 無 人航空機又はその部分品若しくは附 属装置であって、 次のイ又は口に該当するもの (娯楽又は

スポーツの用に供する模型航空機を除く。)

イ 無人航空機であって、次のいずれかに該当するもの

 $\overline{\phantom{a}}$ 慣性航 法装置による自 動操縦等により、 自律: 的 な飛行制御能力及び航行能力を有するもの

テレ ピ モニ・ タ による遠隔操作等に より、 視 認 できる範囲 を超えて人が 飛行制 御 できる機能

を有するもの

口 無人航空機の部分品又は附属装置であって、 次のいずれかに該当するもの

イに該当する無人航空機を遠隔操作するように設計したも  $\mathcal{O}$ 

 $\stackrel{\textstyle \frown}{=}$ 誘導装置又は 制御装置 (第十条に該当するものを除く。) であって、 イに該当する無人航空

機に統合するように設計したもの

 $\stackrel{\textstyle\frown}{=}$ 有人飛 行機をイに該当する無人航空機に変換するように設計したもの

第十二条に次の一号を加える。

二十 第十号の二に該当するものの製造用の装置

第十三条第二項第一号ホ及びへを次のように改める。

ホ 削除

## へ 削除

第十三条第八項中第五号を次のように改める。

五 N―ノナノイルモルホリン

第十三条第八項中第八号を第九号とし、 第七号を第八号とし、 第六号を第七号とし、 第五号の次に次の一

号を加える。

六 ジフェニルアミンクロロアルシン (アダムサイト)

第十四条第五号ハ中 「切換」 を 「切換え」に改め、 同条第八号イ中「衝突防止用に設計した」 を「民生用

に改める。

第十九条第三項第三号を次のように改める。

7 イクロプロ セッサ、 マイクロコンピュータ又はマイクロコントローラのコアであって、 論理演算ユ

= ットのアクセス幅のビット数が三二以上のもののうち、 次のいずれ かに該当するものの設計又は製造

に必要な 技術 (プログラ /ム及び1 最 小線幅が○・一三マイクロ メー 1 ル以上、 か つ、 金属 層 が 五. 層 以 下の

多層 構造を有するマイクロ プロセ ロッサ、 マイクロ コンピュ ータ若しくはマイクロ コ ントロ ーラの コ アの

設計又は製造に必要な技術を除く。)

1 べ クトル演算器であって、 浮動小数点ベクトル演算処理を同時に二を超えて実現できるように設計

したもの

口 六四ビ ット以上の浮動小数点演算処理を一サイクル当たり二を超えて実現できるように設計したも

 $\mathcal{O}$ 

六ビットの固定小数点積和演算処理を一サイクル当たり四を超えて実現できるように設計したも

0)

第二十一条第二項第三号を次のように改める。

三削除

第二十一条第二項第三号の二ニに次のように加える。

=一・五メガヘルツ以上八七・五メガヘルツ以下の周波数範囲で使用することができるもので

あって、 適応型 の干渉信号抑圧技術を用 V) たもののうち、 干渉信号を一五デシベルを超えて抑圧

することができるように設計したもの

第二十二条第二項第三号イ中「又は磁場勾配計」を「、水中電場センサー又は磁場勾配計」に改め、 同号

ロ中「磁気異常」を「磁気又は水中電場の異常」に改める。

第二十三条第二項第二号中 「第三号の二までの いずれか又は 第四号」 を 「第四号までのいずれ か に改め

、同条第四項第四号に次のように加える。

データベ ース参照航法装置であって、 水中での航行で使用することができるように設計したものの

うち、 四海里以下の位置精度を提供するソナー又は重力データベースを利用するも

第二十五条第 一項第一号中 「第十号まで又は第十一 号から第十九号」を 「第二十号」 に改める。

第二十五条第二項第三号に次のように加える。

ホ 第十二 条第十号の二に該当するもの を使用するために設計 したプログラム

航空機用ガスタービンエンジンのブレード、 ベーン又はチップシ ュラウドの内部冷却通路を設計す

るように設計したプログラム

ト 次の(一)及び(二)に該当するプログラム

航空機用ガスタービンエンジンの空熱力、 航空力又は燃焼状態を予測するように設計された

実際 の航空機用ガスタービンエンジンの性能データに基づき、 空熱力、 航空力又は燃焼状態

を理 論的 に ・モデル 予 想するも  $\mathcal{O}$ 

第二十五条第三項第二号ヌ中 「であって、 スパン中間での支持が ない . も の \_ を削

第二十七条第三項第二号中 「慣性航法データ」 を「船首データ」に改め、 同条中第五項を同条第六項とし る。

同条第四項の次に次の一項を加える。

5 外為令別 表 の 一 五の項 (五の二) の経済産業省令で定める技術は、 次のいずれかに該当するものとする

水中ソナー 航法装置に用いることによって、 その装置を第十条第七号に該当するようにすることがで

きるように設計したプログラム

船首デー タと次のいずれかに該当する航法データを連続的に統合し、水中ソナー 航法装置に用 いるこ

とによって、 その装置を第十条第七号に該当するようにすることができるプログラム (ソースコ ードの

ŧ のに限る。

イ ドップラー効果を利用するソナーからの速度データ

ロ ジーピーエス又はグローナスからの航法データ

ハ データベース参照航法装置からの

デー

タ

別表第一を次のように改める。

別表第一 削除

別表第二中「カナダ」の下に「、クロアチア」を、「デンマーク」の下に「、 エストニア」を、 「大韓民

国 の下に「、ラトビア、リトアニア」を、「ルクセンブルク」 の下に「、マルタ」を、「ロシア」 の 下 に

、スロベニア、南アフリカ共和国」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十年五月十五日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この 省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。